

收藏資料
調查報告書

23

尾崎坊家文書

2021.3

宇治市歴史資料館

収蔵資料
調査報告書

23

尾崎坊家文書

目次

宇治御茶師関係文献案内	2
凡例	4
解説	5
翻刻史料	
一 (由緒書、先祖より八代まで将軍家御茶御用、尾州様御出入等につき)	15
二 (由緒書、元祖・先祖将軍家御茶御用、尾州様へ御出入等につき)	18
三 (尋書、永教姉花月院殿嫁附由緒につき)	18
四 (願書、将軍家への御目見など七か条につき)	19
五 尾張様御目見書留	24
尾崎坊家文書目録	49

宇治御茶師関係文献案内 (宇治市・宇治市

歴史資料館刊行物)

◇宇治市史

『宇治市史 二 中世の歴史と景観』 宇治市 昭和四十九年(一九七四) 第四章第三節「茶業の発展と茶師」ほか

『宇治市史 三 近世の歴史と景観』 宇治市 昭和五十一年(一九七六) 第一章第五節「茶師仲ヶ間と茶壺道中」ほか

『宇治市史 四 近代の歴史と景観』 宇治市 昭和五十三年(一九七八) 第二章第五節「茶業の近代化」ほか

『宇治市史 六 宇治川西部の生活と環境』 宇治市 昭和五十六年(一九八一) 「1 宇治郷」ほか

◇宇治文庫

『宇治茶の文化史』(宇治文庫四) 宇治市教育委員会 平成五年(一九九三)

『宇治をめぐる人びと』(宇治文庫六) 宇治市歴史資料館 平成七年(一九九五)

『緑茶の時代―宇治・黄檗の近世史―』（宇治文庫十）
宇治市歴史資料館 平成十一年（一九九九）

◇ 収蔵資料調査報告書（七までは『収蔵文書調査報告書』）

- 『収蔵文書調査報告書三 上林三入家文書』 宇治市歴史資料館 平成十二年（二〇〇〇）
『収蔵文書調査報告書六 上林春松家文書』 宇治市歴史資料館 平成十六年（二〇〇四）
『収蔵資料調査報告書九 上林春松家文書二』 宇治市歴史資料館 平成十九年（二〇〇七）
『収蔵資料調査報告書十五 片岡道二家文書』 宇治市歴史資料館 平成二十五年（二〇一三）
『収蔵資料調査報告書十九 宇治茶の民具』 宇治市歴史資料館 平成二十九年（二〇一七）
『収蔵資料調査報告書二十 宇治郷の古文書』 宇治市歴史資料館 平成三十年（二〇一八）
『収蔵資料調査報告書二十一 上林味卜家文書』 宇治市歴史資料館 平成三十一年（二〇一九）

◇ 展覧会図録

- 『宇治茶―名所絵から製茶図へ―』 宇治市歴史資料館 昭和六十年（一九八五）
『大名と茶師―三入宛の書状を中心に―』 宇治市歴史資料館 平成五年（一九九三）
『宇治茶―トップブランドの成立と展開―』 宇治市歴史資料館 平成二十七年（二〇一五）

凡例

- 一 本書は、当館に寄託されている尾崎坊家文書の調査報告書である。
- 一 翻刻史料には、通し番号を付し、目録中の表題と目録番号をつけた。
- 一 翻刻にあたっては、史料の体裁を尊重しつつも読解の便宜を図るため、次の要領によった。
 - 1 漢字は常用漢字のあるものはそれを用いた。
 - 2 異体字や変体仮名については、適宜平仮名、片仮名に改めたが、「江」・「得」・「尔」・「而」が助詞として用いられている場合、および「而已」はそのまま用いた。
 - 3 合字のうち方（より）、メ（しめ）はそのまま用いた。
 - 4 繰り返し記号は、漢字の場合は「々」、平仮名は「ヽ」・「ヾ」、片仮名は「ゝ」・「ゞ」を用いた。
 - 5 印章は、実際に押印されているものは（印）と表記し、文字で表記されている場合は原文書の表記にしたがった。
 - 6 誤字等については、正しい文字が明らかかな場合は、（ ）を付してつけた。
 - 7 挿入紙は「」を付して表記し、右側に（挿入紙）と注記し、本文の最後に掲載した。
 - 8 原文書で抹消されている箇所については、その箇所を□で囲み、書替がなされている場合には、抹消箇所の右側に書替文字を「」を付けて記した。
 - 9 抹消文字で判読不能の場合は、■・■で、欠損文字があるいは判読不能文字がある場合は、□・□□・「」で示した。
 - 10 朱書・後筆等は、「」で囲み、その右肩に（朱書）等と注記した。
- 一 本書の執筆・翻刻は、坪内淳仁が担当した。目録については、平成二十五年年度緊急雇用創出事業（歴史資料デジタル化事業）の成果をもとに調整した。

解説

一 宇治御茶師の概要

江戸時代を通して主として幕府の御茶御用を勤めたのが、宇治の御茶師である。このうち、上林峯順家（のち門太郎家、六郎家とも、上の代官家、以下門太郎家と記す）と上林竹庵家（のち又兵衛家、下の代官家、以下又兵衛家と記す）は、それぞれ五〇〇石と三〇〇石を幕府から宛てがわれた武士であり、それぞれが幕府代官の職にあった。

彼らは、他の代官と共に山城国をはじめとする上方八ヶ国の国々を支配した。この内、門太郎家は宇治郷を含む山城国内の高五、五三一石余及び河内国内の高三、〇六六石余、合わせて高八、五九七石余を、又兵衛家は山城国内の高三、六三石余、大和国内の高三、四八五石余、摂津国内の高二、〇八七石余、近江国内の高五、〇〇〇石、合わせて高一〇、九三六石余をそれぞれ管轄していた（『京都御役所向大概覚書』）。

しかし、両家は、ともに代官職を解任されている。その理由は、門太郎家では六代・久豊の時、享保四年（一七一九）に「先祖より多分の負金あるのところ、年々の上

納滞にをよび剩久豊も負金あるの旨曲事の至りなるにより、厳科に処せらるべしと雖も有免ありて改易」（『寛政重修諸家譜』）、又兵衛家では七代・政武の時、寛保三年（一七四三）に「手代のもの越度のことあるにより、職を奪われ閉門」（同上）というものであった。

両家が代官職を解かれた頃、幕府御茶御用に係る支配についても、改革が行われた。これを「宇治記」に見ることが出来る。「宇治記」は、明治期に書写された史料で、もとは門太郎家に伝来していた。表紙に「文化十酉（一八一三）年閏十一月十九日西御役所当番方与力下田菅五郎へ相渡ス」とあることから、文化十年（一八一三）に京都西町奉行所与力へ渡された扣であったことがわかる（『收藏文書調査報告書六 上林春松家文書』）。

これによれば、「三仲ヶ間御茶師之儀者、慶長以前より六郎先代之支配仕来り候処、享保年中より六郎・又兵衛兩人ニ而支配仕候、尤御茶師共身分者京都町奉行支配、御茶方之儀者六郎・又兵衛兩人支配仕候」と、慶長期以前は六郎家（門太郎家）のみが御茶方に係る支配を行っていたが、享保期になって門太郎・又兵衛両家でその支配が行われるようになったとある。そしてこれ以降、幕府の御茶御用は、両家を中心として、御物御茶師、御袋御茶師、御通御茶師の三つの仲間（三仲ヶ間）によって行われた。

御物御茶師は、將軍直用の茶をはじめ、將軍から朝廷へ献上する茶、東照宮や徳川將軍家の先祖・歴代將軍の

靈廟へ奉納する御茶などを調進する役割をもった御茶師で、宇治御茶師のうち最も格の高い地位にあった。元禄年間には、上林味卜、上林春松、上林平入、長井貞甫、酒多宗有、尾崎坊有庵、星野宗以、上林三入、堀貞朔、長井宗味、辻善貞の十一家があり、以後幕末にいたっている。

御袋御茶師は、大坂夏の陣直後に、徳川家戦勝祝いの新茶二袋を献上したといういわれをもつ九家の御茶師からなり、江戸城内の東照宮へ奉納する御茶、将軍家雑用の御茶、大御所などの雑用の御茶を調進した。戦勝祝いに茶を献じた九家は、上林牛加、堀真朔、長茶宗味、満田宗閑、山田祐竹、長井仙斎、祝甚兵衛、八嶋宗応、吉村道与であったが、絶家等の変遷があり、江戸時代後期には当初からの上林牛加、八嶋宗応のほか、上林道庵、堀正法、木村宗二、佐野道意、竹田紹旦、竹田紹清、竹多道雲の九家が、御袋御茶師仲間を構成していた。

御通御茶師は、本能寺の変に際して徳川家康を木津川河畔から信楽まで道案内し、「無事御通りあそばされた」との意味で名付けられた御茶師で、幕府雑用の御茶を調進した。御通御茶師は、廃業・絶家が著しく相次ぎ、激しい変遷があったが、文化期の後期になると、片岡道二、西村了以、河村宗順、橋本玄可、馬場宗圓、森本道加、喜多立玄、菱木宗見、新長左衛門、宮林有斎、梅林宗雪、森江宗左衛門、永田七郎衛門の十三家があった(『宇治市史三』)。

これら宇治の御茶師達は、幕府の御茶御用を勤めるばかりでなく、各大名家や公家などの御茶御用も勤めていた。この内、尾崎坊家は上林春松家とともに、尾張徳川家の御茶御用を勤めていた。

一方、御茶師は門太郎家の代官解任の理由にもなっていたごとく、江戸時代初期から経済的に困窮し、幕府および各大名家から膨大な借金をしていた。借金は、御茶料の前借という形で行われ、その返済は、幕末にまでおよんだ。例えば、寛文九年(一六六九)、御物御茶師八名は幕府に対し金二、一〇〇両の借金をしたが、その返済は、宝暦十三年(一七六三)と文化十年(一八一三)までの五十一年間で金二〇四両の年賦返済であった。

困窮の原因は、宇治川氾濫等の災害により茶の収穫量が減少したこと、茶菌売却額が減少したこと等であるが、最大の理由は、諸物価が高騰しているにもかかわらず、御茶の価格のみが、江戸時代初期の寛永十九年(一六四二)に制定された額のままであり、諸大名が買上げる御茶壺の数も年々減少傾向にあるというものであった(『宇治市史3』)。

二 尾崎坊家の由緒と尾張藩

尾崎坊家は、代々「有庵」を名のり、城州久世郡宇治郷新町に居住した。元祖は、城州久世郡南白川村金色院

別生寺白山社別当職尾崎坊権大僧都法印栄教とする。翻刻史料一によると、幕府への御茶御用は、「於白川村御茶製仕罷在候処永禄年中権現様御茶御用被為 仰付其後依上意宇治表へ引越御茶御用相務申候」と初代・永教の代にはじまった。また、尾崎坊家では代々「有庵」を名のるが、この「有庵」という名は、初代の頃からであり、これは「織田有楽斎御熟意ニ而御名之二字被下尾崎有庵と相改申候」と、織田有楽斎からの拝領であった。その後、二代・秀栄以降は、苗字を「尾崎」と名乗っていたが、七代の頃、寛政四年（一七九二）二月から先祖の如く「尾崎坊」に改姓したという。以下、十代までの歴代について、概略を記す。

- 初代 永教 久世郡白川村において茶仕立て、宇治に引移る 尾崎坊有庵と改名し、慶長十年（一六〇五）五月病死
- 二代 秀栄 永教実子 尾崎有庵と名字を改め、慶長十七年（一六一二）病死
- 三代 宗徳 二代有庵の実子で、妻は上林竹庵二代の娘 寛文四年（一六六四）四月病死
- 四代 主静 杉田九兵衛二男 元禄八年（一六九五）に隠居し、元禄十二年（一六九九）十月十三日病死
- 五代 主明 後貞閑 四代有庵の実子で、妻は京都中田三郎右衛門の娘・セツ 元禄八年（一六九

五）名跡を相続し、寛保三年（一七四三）に隠居、同年九月二十六日病死

六代 主長 後泰亮 五代有庵の実子・立賢の実子 妻は京医師法橋名雪昌賢の娘で、寛保三年（一七四三）名跡相続 明和元年（一七六四）十一月に隠居し、天明六年（一七八六）七月病死

（天明元、二年とも）

七代 杉田清兵衛長男 妻は京都西本願寺家中松川壱岐の娘・磯 明和元年に名跡を相続し、寛政四年（一七九二）二月尾崎坊と改姓、同年隠居

文化二年（一八〇五）二月卒か

八代 主重 七代有庵の実子 妻は宇治御茶師菱木宗見の娘 寛政四年に名跡を相続し、文政五年（一八二二）正月卒か

九代 主文 八代有庵の実子 妻は京都近衛家太夫北小路近江守息女・孝 天保四年（一八三三）十一月卒か

十代 主信 九代有庵の実子 安政五年（一八五八）正月卒か

先にも記したが、尾崎坊家は同じく御物御茶師であった上林春松家とともに、幕府だけでなく、尾張徳川家への御茶御用を勤めた。翻刻史料一によると、尾崎坊家の尾張藩御茶御用のはじまりは、「尾州様江御出入仕候儀は相応院様御取立之思召を以御用被為 仰付」と「相応

院」による取立であったことを記す。相応院（お龜の方）は、尾張徳川家初代・義直の実母であり、その父は石清水八幡宮社家・志水宗清であった。

文祿三年（一五九四）、家康の側室となった相応院は、慶長五年（一六〇〇）に大坂城西ノ丸において九男・義直を生み、義直は同十二年（一六〇七）に尾張藩主となる。

また、家康の側室となる以前、相応院は八幡山に居住していた竹腰正時に嫁ぎ、天正十九年（一五九一）に正信を生んでいる。この正信はのちに家康に仕え、弟の義直が尾張藩主となった際に家康によって義直に付属させられ、尾張国内において一万石を与えられている。そして、同十七年（一六一二）、成瀬正成とともに「両家年寄」と称せられる尾張藩最高職に就任して義直を補佐し、尾張藩執政として尾張領国の統治を行うのであった。

さらに相応院の兄である志水忠宗も家康に仕え、慶長五年の会津上杉征伐や関ヶ原の合戦に従事し、その後は山城代官となった。忠宗も、甥の義直が尾張藩主となると義直に属して尾張へ移住し、成瀬・竹腰の両家年寄を補佐して藩政の中樞を担う「万石以上」と称せられる重臣の一人となるのであった。

このように尾崎坊家が、尾張藩の御茶御用を担うきっかけとなった相応院は、義直だけでなく、竹腰正信や志水忠宗といった尾張藩重臣との繋がりを持つ人物でもあ

った。

では、尾崎坊家と相応院との接点は、どこにあったのであろうか。翻刻史料二によれば、「先祖永（教）姉華月院殿事城州八幡 志水家へ嫁付 相応院様を出生 其後右華月院御由緒有之候付 相応院様御取立之思召を以尾州様へ御出入仕御茶御用被為 仰付」（便宜上、本文中の見消は省略した）と、尾崎坊家初代・永教の姉であった華月院が、志水家に嫁ぎ、相応院を産んだことによるという。

しかし、尾崎坊家が記すこの由緒については、江戸時代においても、志水家から疑問が呈されていた。それは、おそらく志水家からと考えられる翻刻史料三の「花月院殿事、其御家方直ニ当家江被嫁附候旨ニ相見候えとも、当家旧記とハ致相違候、就夫右御書面之趣ハ、其御元之御旧記等ニ有之候哉、并永教殿事ハ八幡田中家方其御家御相続之訳ニハ無之哉」との問い合わせからもうかがえる。

尾張藩への出入をめぐる相応院との由緒の真意はともかく、尾崎坊家は江戸時代を通じて、尾張藩の御茶御用を勤めた。こうした関係から、五代・主明の代には「時服」や「羽織」を、六代・主長の代には、「御庭焼鶴首肩衝」等を尾張藩より拝領している。また、九代・主文の隠居に伴い、十代・主信が跡目相続に係る記述をまとめた「弘化二年主文隠居主信跡相続之通蒙仰候ニ付御所向始諸侯方へ差出願書之扣」（目録番号51）には、

主文が尾張藩へ提出した願書が記載され、そこには「私代ニ至り文政十二年巳四月御扶持三人分被下置」と、尾張藩から三人扶持が、与えられていたことがわかる。しかし、この三人扶持は、主信へ相続されることはなく、主文一代切のものであった。

三 尾張藩の御茶御用

(一) 江戸時代初期の尾張藩御茶御用

寛文元年（一六六一）から享保十四年（一七二九）まで、尾張藩の御茶御用について、御茶壺の銘と総数等が書き上げられた「大法御茶壺宇治ニ而詰ル書附年々寄数増減御届候」（『名古屋市史風俗編』所収）という資料によると、寛文元年は御茶詰した御茶壺の「惣数三拾一個、同様に寛文二年（一六六二）、同三年（一六六三）では「御壺数式拾六」個、同四年（一六六四）は「御壺数式拾五」個等と、寛文期から享保五年（一七二〇）にかけて、約二十個以上の御茶壺に御茶が詰められていた。また、これらの御茶壺は、「志賀」、「夕立」、「橋姫」などといった銘のついたものであり、御茶詰も「春松」、「有庵」のほか、「峰順」（上林峯順）、「竹庵」、「星野」など、複数の御茶師によって行われていた。これらは、この時期に行われていた尾張藩の御茶詰が、数人の

御茶師によって行われ、御茶詰する御茶壺も銘のある御茶壺であったことを示す。

しかし、享保八年（一七二三）以降になると、

(前略)

一享保八年卯 中川宗伴

橋姫 上林又兵衛

新壺三ツ 春松

新壺三ツ 有庵

一享保十年巳 中川宗伴

手鞠 上林又兵衛

新壺三ツ 春松

同断 有庵

一享保十一年午 中川宗伴

松花

上林又兵衛

橋姫

新壺三ツ 春松

同断 有庵

(後略)

と、御茶詰した御茶壺の数が、合計七〜八個へと激減していった。また、御茶詰を行う御茶師も「上林又兵衛」、「春松」、「有庵」の三人となり、「手鞠」、「松花」、「橋姫」という銘のついた御茶壺には又兵衛が、「新壺

三ツ」には、春松、有庵がそれぞれ御茶詰するという形式となった。

こうした背景には、いわゆる幕府による享保の改革が影響していたと考えられる。享保八年、幕府は江戸から宇治へ運ぶ御茶壺を三個とし、御茶壺道中などに関わる諸経費の削減をはかった(『宇治市史³⁾』)。

尾張藩においても、この時期になると藩財政が窮乏化しており、正徳三年(一七一三)に六代藩主となった継友による行政改革が行われていく時期であった。

継友は、正徳五年(一七一五)に儉約用掛を設置し、享保六年(一七二一)、同八年(一七二三)、同九年(一七二四)、同十年(一七二五)と、儉約令を発令した。また、同七年(一七二二)には、大監察、勝手方吟味役、博痴目付、同八年には、中奥番、川並足軽頭、同九年には、大道奉行などといった十七の官職を廃止したほか、同十一年(一七二六)に木曾材木奉行、同十二年(一七二七)には杖奉行などを新設するなど、積極的な改革を行った(『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世紀上』)。

こうした点を鑑みると、御茶詰の省略も、単に幕府の政策に追従しただけのものではなく、継友による行財政改革の一環として、行われたものと考えられる。

ちなみに、尾崎坊家における尾張藩御茶御用の由緒については先にみたが、春松家の場合は、蜂須賀正勝が初代春松を尾張藩に推挙したことによる(『収蔵文書調査

報告書六 上林春松家文書』)。春松家では尾張藩のほか、阿波蜂須賀家の御茶御用も勤めていたが、初代春松、蜂須賀正勝、尾張徳川家の三者がどのような関係にあつて、正勝が初代春松を尾張藩に取り成したのかは明確ではない。

(二) 尾張藩御茶御用の概要

宇治で行われる御茶詰は、当然、幕府の御茶詰が中心で、宇治に御茶壺が搬入されてくるのも幕府が最初であり、御茶詰が行われるのも幕府が最初であった。そのため各大名家や、公家などの御茶詰は、幕府の御用が終わらなければ、行われなことが基本であった。それは御三家である尾張藩といえども、例外ではなかった。

しかし、尾張藩の場合は、幕府の御茶壺が宇治へ到着した翌日に尾張藩の御茶壺が宇治入りしたり、御茶詰も幕府の御茶詰が終了すると、すぐに行われたりと、幕府に次ぐ格式であったと考えられる。

尾張藩の御茶詰は記録により差異はあるものの、ここでは「文化六年当番尾州御茶詰并勤方記録」(上林春松家文書)を中心に、その様子をみてゆく。以下、特に注がないかぎりは、この史料による。

また、この中で登場する尾張藩御数寄屋頭は、末永柳慶といった。文化期における尾張藩御数寄屋頭は、この末永のほか、平尾数也、沖休傳であり、彼らは御茶壺に

同道して宇治へ上った。

それぞれの略歴を紹介すると、末永柳慶は、寛政二年（一七九〇）十月十三日に御茶道小頭、同九年（一七九七）五月十一日に御数寄屋頭見習、享和二年（一八〇二）九月六日に御数寄屋頭となり、文化十三年（一八一六）二月十八日には役儀御免となっている。末永は、文化期に一番キャリアのある御数寄屋頭であった。

平尾数也は、寛政十二年（一八〇〇）四月二十八日に御数寄屋坊主組頭並、享和二年九月六日に御数寄屋頭並となり、文化三年（一八〇六）一月十六日に御数寄屋頭本役となっている。

沖休傳は、寛政九年五月に御数寄屋坊主組頭並、同月に御数寄屋坊主組頭、文化五年（一八〇八）一月二六日に御数寄屋頭並となり、文化九年（一八一二）一月十一日に御数寄屋頭本役となった〔以上、「藩士名寄」（名古屋蓬左文庫蔵）〕。

①御茶壺の宇治到着まで

尾張藩の御茶詰は、おおよそ三月上旬から中旬にかけて、春松と有庵の連名で尾張藩御数寄屋頭宛に幕府および尾張藩の御茶詰の日程が通達されることから始まる。一例を示すと、次のようになる。

（前略）

三月四日
一春松有庵連名ニ而御茶壺日限之儀申来候
公儀御茶壺日限書付

御数寄屋頭衆
野村休盛老
組頭衆
高田三永
原田平入

四月廿二日 江戸御発途
五月三日 宇治着
同 九日 御詰上

十日 宇治御発途
同十九日 御家御発壺

五月二日 尾府発途
同 五日 宇治着
同 九日 御詰上

十日 宇治発途
同 廿日 右之通之旨有庵より書付指越候

（後略）

〔「文化三年宇治御用留」〕〔「宇治御用留全」〕所収、名古屋市鶴舞図書館蔵

その後、尾張藩では御茶壺運搬に関する準備が進められ、三月下旬から四月上旬頃、御数寄屋頭から春松と有庵に宛てて、御茶詰の日程や御茶詰する御茶壺等を記した返書が送付された。

なお、これらの書状は、尾州茶屋家手代・宮城嘉右衛門等の中継して行われていた。宮城嘉右衛門は、茶屋四郎次郎家の分家・茶屋新四郎家（尾州茶屋）の手代であり、春松や有庵は、尾張藩へ差し出す札状や挨拶状、願書等もこの人物や尾張藩御用飛脚問屋・井野口屋等を介して行っていた。

さて、四月下旬から五月上旬になると茶壺が名古屋を出発した。運搬された荷物は、「御茶壺乗物式釣」、「長持式釣」、「挟箱壺荷」、「合羽籠壺荷」等であり、これに動員された人数は、名古屋からの同行者である「御数寄屋頭」一名、「御数寄屋付家来」数名、「御才領衆」五〜八名のほか、各地で集められる人員等を含め、最大で二十六名ほどであった（「文化三年宇治御用留」（上林春松家文書））。

名古屋から宇治までの道のりは、名古屋↓四日市↓大山↓大津↓宇治と、東海道を通った。途中、佐屋（現愛知県愛西市）から桑名（現三重県桑名市）の間は、伊勢湾を船で渡ったようである。また、大津から宇治の道のりは、醍醐↓六地藏↓黄檗↓宇治と、奈良街道を往くルートであった。これらの各宿には、

（前略）

尾州より御先触之事

御茶壺

一人足 七人

一継馬 壺足

右名古屋より宇治迄之無指支様継立候事

五月廿四日

五月廿四日

同廿五日

廿六日

四日市

大山

大津

右之通泊り之事

辰五月

尾州

末永柳慶

右御本陣問屋

（後略）

〔「文化五年尾州御茶詰并勤方記録」（上林春松家文書）〕

のように、先触が出され、名古屋と宇治の間の継立が、スムーズに行われるようになっていた。

大津から奈良街道を通り、黄檗まで来た茶壺運搬の一行は、「朝五ツ時より、尾崎手前手代河屋迄遣ス、例之通御酒被下」と春松、有庵手代の出迎えを受け、その後「四ツ時此方へ、手代門外へ出ス、自分は玄関敷台迄出ル」と御宿当番の家に到着した。

御宿当番の家に到着後、一通り挨拶を済ませ、「先ッ御鍵ヲ受取、御錠前御府切御壺出シ、二間床へ直シ内改メ申上候て、御サイ領衆中御壺御別条御座なく趣御茶道より被申渡候事、御サイ領衆中御別条無之趣承り候上、伏見御屋敷へ御引取被成候」と、運搬された御茶壺の「内改メ」が行われた。そして、「御献上御壺内改メ相濟候上、又兵衛へ只今尾州様御壺御着御座候ニ付御壺請取ニ御出被成候様申遣ス」と、「内改メ」終了後、上林又兵衛へ尾張藩御茶壺が到着したので、御茶壺を受け取りに来るよう伝えられた。

御茶壺の到着日、「御サイ領衆」は御茶壺内改め後、「伏見御屋敷」（尾張藩伏見屋敷）へ向かうが、御数寄屋頭（文化六年は、末永柳慶であった）は、御宿当番の家で一泊し、饗応を受けた。その際は、御宿当番にあたっていない「非番」の者が、「御着之夜、有庵見舞ニ被参候」と、見舞いに訪れ、「客末永尾崎二人手前」の三人で饗応が催された。

翌日の朝、御数寄屋頭は京都の旅宿へ移った。同日、春松と有庵は、幕府御数寄屋方への御見舞かたがた尾張藩御数寄屋頭へも立ち寄り、「御肴料」あるいは「御扇子料」として「金貳百疋」、また京都滞在中として、「挽茶二十目」、「煎茶五十目入一ツ」を進上した。

②御茶詰の様子

尾張藩の御茶詰は、五月中旬から下旬中の三日間で行われた。

一日目は、「尾州伏見奉行兼松太郎兵衛 頭末永柳慶 右五月十六日又兵衛方御立合詰、四ッ過より御帰り七ッ半」と、上林又兵衛宅にて、尾張藩伏見屋敷奉行および御数寄屋頭立会いのもとに行われた。伏見屋敷奉行の立会いは、又兵衛家で御茶詰が行われる場合のみであった。これは又兵衛が御茶詰をする御茶壺が、「橋姫」、「松花」など、銘のついた名物御茶壺であったためと考えられる。

二日目は、春松、有庵の幕府御茶詰の日程、尾張藩の御宿当番の年などにより、年ごとに差異はあるが、文化六年（一八〇九）の場合は、春松宅で尾張藩の御茶詰が行われた。春松家ではこの年の同日、幕府用の御茶詰も担当したようで、「今年尾御詰上十七日御昼詰、七ッ時無難相済ム、公御詰十七日朝ノ次故尾御詰同日ニ成ル、公御詰十七日成ハ尾も十七日ニ成ル、大方何れニても昼ルニ詰上、随分仕度用意手廻シ致置事」と、幕府用の御茶詰と尾張藩の御茶詰が重なる場合は、幕府の御茶詰終了後、直ちに尾張藩の御茶詰が行われるため、事前に準備を整え、御茶詰が滞ることなくスムーズに行われていた。

この年の三日目は、有庵家で御茶詰が行われた。なお、春松と有庵家で行われる御茶詰では、その立会いは、御数寄屋頭のみであった。

御茶詰の期間中、御数寄屋頭は御宿当番の家に逗留した。御宿当番を担当した家では、「御長屋御逗留中ハ、夜日手代老人ツ、付置事、御休被成候ハ、引取申事」、「夜分御口中御かわき被成候二付、まくら元え白さとう氷さとうの類上ヶ置事」、「文化五年尾州御茶詰并勤方記録」（上林春松家文書）」と、御数寄屋頭へ様々な気配りがなされた。

三日間の御茶詰が終了すると、御数寄屋頭は京の旅宿へ戻る。その際にも、御茶師たちは、「例之通京御逗留中、尾上り用挽茶ヲ式拾目斗上ル事」などと、御数寄屋頭の京都逗留中の碾茶を進上していた。また、こうした贈答は、御茶壺が宇治を出発する前にも「公御数寄屋方江御暇乞之序を以尾御数寄屋へも御暇乞トシテ参ル、例年煎へいまんちう銀壺両分進上致ス」などと、行われていた。

③御茶壺の宇治出発

五月下旬から六月上旬頃にかけて、御茶壺は宇治を出発し、名古屋へ向かった。御茶壺が出発する前日、御数寄屋頭は御宿当番の家に宿泊した。

御茶詰がされた御茶壺は、「御箇り懸り候前二、柳慶殿へ御伺御届ヶ申上候、口上之趣彼是御箇り立も手間取申候二付、新仕立卜御長持之分御箇懸り可申旨御伺申上、御差図次第御長持并新仕立之分箇二取懸り可申事、

一番 二番御壺わく箇り候前御直二御見分被成候、かれこれ御差図被成候事も有之」と、御数寄屋頭立会いのものと、御茶壺をはじめとする荷造りが行われた。

荷造りは、名物御茶壺である「橋姫」、「松花」が、それぞれ「一番御わく」、「二番御わく」へ括りつけられ、新御壺である「一番御壺」から「六番御壺」は、「長持」へ括りつけられた。「一番御わく」、「二番御わく」とは、人が乗る駕籠のような形をしていたようで、この両側には、徳川家の家紋である葵紋の付いた幕が掛けられた。

宇治から名古屋への帰路は、宇治・大津間は往路と同じく奈良街道を通った。大津からは、大津↓彦根↓大垣↓起↓名古屋と中仙道を経て、美濃路を通るルートであった。

御茶壺も、同道した御数寄屋頭も、御茶詰業務のため、移動も含めた約一ヶ月間、京都と宇治に滞在していたことになる。

翻刻史料

一 (由緒書、先祖より八代まで將軍家御茶御用、

尾州様御出入等につき)

【目録番号8】

一先祖

尾崎坊永教

於白川村御茶製仕罷在候処

永禄年中

権現様御茶御用被為

仰付其後依

上意宇治表へ引越御茶御用

相務申候永禄拾三年正月

参州へ参上仕

御目見被為

仰付俊宗庵と申候処織田有楽斎

御懇意ニ而御名之二字被下尾崎有庵と

相改申候別居宅も有楽斎之

御指図ニ而御建被下候右建物ハ

元禄十一寅年三月三日類焼仕候

有楽斎御書文蝙蝠手洗鉢

石灯籠等相残所持仕候

二代

尾崎有庵

三代 尾崎有庵
四代 尾崎有庵

代々不相変御用被為

仰付相務申候得共元禄年中

類焼之節記録焼失候名跡

相続御用被為

仰付候年月疋と相知不申候

尾州様江御出入仕候義は

相應院様御取立之思召を以御用

(朱書)

〔源敬公様□□之繪拝領仕武野新五左衛門殿添状只今迄伝来候〕

被為

仰付因為御茶元御壺御使者

御茶道御宿等相勤申候処其後

御茶道御宿は上林春松相勤

武野新五左衛門殿御宿有庵相勤

申候然ル処享保十巳年

公儀御物御壺は御用被為

仰付候義相止ミ新御壺ニ而御茶

御用被為

仰付御物御壺三ツニ相極候其一是

上林六郎殿壺ツハ上林又兵衛殿壺ツは

御物御茶師詰老人江廻り被為

仰付候右ニ被准御使者武野新五左衛門殿

不被成御越候故御茶道中川宗伴老御宿

上林春松と隔年ニ相勤申候

御元祖様御代方御出入被為

仰付其後

御代々不相變当

御代迄御茶御用被為

仰付相務申候

五代

尾崎有庵

元禄八亥年名跡相続御茶

御用等不相變被為

仰付候

御目見之儀は元禄十二卯年

二月十四日献上物御柄杓二本入御釜

老箱山本道傳老相伴ニ而御料理

被下置候同二月十九日

瑞龍院様江御柄杓式本入献上

元禄十三辰年正月於江戸

御目見被為

仰付御扇子拾本入老箱献上御料理

被下置大村閑盛老相伴拝領物

白銀三枚御小袖老御羽織老

大村閑盛老方御目録御状添

宝永五年子閏正月於江戸

御目見被為

仰付献上物帛五入老箱浮壺便

一入老箱御披露鈴木新兵衛殿

御料理被下置野原圓弥老相伴

拝領物白銀三枚野原圓弥老方

御状添

宝永六丑年七月

御初入ニ付罷下献上物御扇子拾本入一箱

朝日焼御茶碗二入老箱別十八日於

樂器御間

御目見被為

仰付御対面所之御勝手之間ニ而

御料理被下置野原圓弥老相伴

拝領物白銀三枚方江休意老方

御状添為

御初入御祝儀拝領仕候又野原

圓弥老方御状相添御羽織老

御帷子老拝領仕候

享保二酉年十一月十五日於樂器

御間

御目見被為

仰付献上朝日焼御茶碗二入老箱

〔○御料理被下置〕

岩田長門殿御披露○岡田永久老

相伴拝領物御時服老御羽織老

山本道傳老方御状添

享保拾七子年正月廿八日於樂器

御間

御目見被為

仰付御用人中様御披露其日鶴之

御料理御役人中へ被下候ニ付席

相支候由ニ而虎之御間ニ而御料理

被下候山本道傳老相伴献上物

御扇子拾本入壺箱御柄杓式本入一箱

拝領物白銀三枚

六代

尾崎有庵

寛保三亥年名跡相続不相変

御用被為

仰付候

延享元甲子年五月十七日上林又兵衛殿

故障之儀有之候ニ付

(朱書)

「△」

公方様江御献上之御壺橋姫松花

式壺共被為

仰付相務申候

宝曆九卯年九月十五日於楽器

御間ニ

御目見被為

仰付御扇子拾本入壺箱手製楽

御茶碗式壺箱献上拝領物白銀三枚

(朱書)

「大肩衝一ツ」

御庭焼鶴首肩衝式^ツ吉田主水殿

山本道傳老御状添

御対面所御勝手之間ニ而御料理被

下置山本道傳老相伴

(朱書)

「坊」

七代

尾崎有庵

明和元申年十一月名跡相続

御用等不相変被為

仰付候

寛政四子年二月廿日依願如先祖

已後尾崎坊と相改候様被為

仰付候

私儀

八代 寛政四子年十一月名跡相続

御用等不相変被為

仰付候

右之通御座候以上

(朱書)

「△」

寛政十式年庚申五月上林又兵衛故障之儀有之

公方様江御献上之御壺橋姫^{口口}被為

仰付相務申候

辰

八月

尾崎坊有庵

三 (尋書、永教姉花月院殿嫁附由緒につき)

【目録番号7】

二 (由緒書、元祖・先祖將軍家御茶御用、尾州様

へ御出入等につき)

【目録番号13】

一 元祖

尾崎坊権大僧都法印栄教

元祖花山院正二位内大臣兼右大将藤原兼定嫡子従二位
権大納言藤原道定奉南朝仕後出家仕城州久世郡

南白川村金色院別生寺白山社別当職尾崎坊権大僧都

法印栄教と名乗其後代々尾崎坊住職仕候右栄教七代孫

一 先祖

尾崎坊永教

於白川村御茶仕立候処

権現様御茶御用被為 仰付、永禄十三年正月於参州

御目見被為 仰付、右先祖永姉華月院殿事城州八幡

志水賀家へ嫁付

相応院様を出生、其後右華月院殿御由緒有之候付

相応院様御取立之思召を以

尾州様へ御出入仕御茶御用被為 仰付、従

御元祖様御代々不相替御茶御用被為 仰付相勤申候

下略

先達而御差出有之候

御由緒書之内

一先祖尾崎坊永教と申者

永禄年中始而

権現様御茶御用被為 仰付

永禄十三年正月於

参州

御目見被為 仰付候右先祖

永教姉花月院殿事城州

志水 江嫁附

相応院様を出生其後右

花月院殿御由緒有之候二付

相応院様御取立之思召を以

尾州様江御出入仕御茶御用

被為 仰付

御元祖様方

御代々不相変御茶御用

被為 仰付相勤申候

右御書面之趣二而ハ花月院殿

事其御家方直二当家江

被嫁附候旨ニ相見候えとも
当家旧記とハ致相違候就夫
右御書面之趣ハ其御元之
御旧記等ニ有之候哉又ハ申伝等
にて御書出之事ニ候哉并
永教殿事ハ八幡田中家方
其御家御相統之訳ニハ無之哉
右之訳合委敷御書付を以
(虫損)
御口聞有之様致度候事

十二月

四 (願書、將軍への御目見など七か条につき)

【目録番号44】

一 御目見奉願上候事
此儀
惇信院様御代始之節
御目見之儀奉願上候処
有章院様
有徳院御兩代御代始之御礼
御目見参上不仕候ニ付

惇信院様御代始御礼
御目見不被為 仰付候旨
被 仰渡候右之節
御代替為御礼 御目見奉
申上度段奉願上候ニ付
有章院様
有徳院様御代始之節
御目見不奉申上候儀被 仰出
惇信院様御代始之御礼
御目見不被為 仰付候
有章院様御代 御治世御間も
無御座参上不仕候
有徳院様
惇信院様江 御目見奉申上候者
忝人ニは御座候得共当辻善徳
不時ニ参上 御目見奉申上度
奉願候処願之通被為
仰付
有徳院様
惇信院様江 御目見奉申上候
乍恐右之近例を以不時参上
御目見之儀奉願上度奉存候
御事御座候旧例別紙相認
差上申候
一 於京都御寺御法事之節

御靈前江拝礼奉申上度奉

願上候事

此儀古来方御法事之節御茶湯
献上仕

御靈前江乍恐拝礼仕来り候所

前段奉申上候通 御目見之儀不
被為 仰付候二付

御靈前江拝礼奉申上候儀御差留

被仰渡候当十月十四日

文昭院様御法事之節も両

上林殿方

御靈前江拝礼不奉申上候様二と

被申渡候

文昭院様御代迄ハ 御代始御礼

御目見も奉申上候処拝礼之儀

相叶不申候段被申渡歎ケ敷

奉存候何卒前々之通拝礼

奉申上度奉願上候御事

一御頭様御茶 御用二付被遊

御登候説宇治御宿并京都へ

差上ケ申候品之事

此儀前々ハ上林味卜星野宗以

上林三入順番御宿相勤申候処

其後星野宗以上林三入兩人

年替ニ御宿相勤申候依之其砌

御壺數被為 仰付只今ニ外之

と違御壺數被為 仰付候御事

然ル処 御用之御茶御減少ニ付
御宿難相勤御座候段申候二付

享保拾巳年上林又兵衛殿江御断

願申上候処御物仲ケ間拾壺人ニ而
廻りニ相勤候様被仰渡候依之段々
以書付申上候処御買上 御用之

御茶不残仲ケ間拾壺人江被為

仰付候様ニ又兵衛殿御頼可被下旨

左候は御宿入用銀御茶ニ而

差出候ニ罷成候故差出能可

有御座候段被申渡御買上

御用被為 仰付享保十一年年方

順番御宿相勤申候処元文中

金銀御吹替ニ付諸色高直罷成

申候得共御茶料之儀は 御定

直段御座候二付 御買上御茶料

銀高御減少同前罷成難洩仕候付

又々其節御断願申上候処

何様共省略仕相勤申候様被申渡候

右御宿入用銀之儀仲ケ間拾一人方

取集相勤去辰年迄仲ケ間

三廻り相勤申候私共奉詰上黄金

拝領仕候御壺數合拾式壺并

御買上御夏切式壺増上寺

御靈屋御用御壺老 御買上

別儀拾壺御座候而上林殿

御詰上黃金詰御壺合拾三壺

其外御夏切御壺極御壺別儀

御壺極揃御壺御詰上白銀拾枚宛

御拝領被成候而上林殿御詰上之

御壺數と仲ヶ間拾壺人奉詰上候

御壺數と同前程之儀御座候依之

御壺數二応御宿入用銀何卒

年々御合力罷成被下候様而上林殿へ

去秋方段々奉願候得共御差支

二付御合力難被成下段被申渡候

因茲享保十巳年上林又兵衛殿

御取斗之趣ヲ以何卒當時被為

仰付候 御買上御壺而上林殿

方之御願ニ而仲ヶ間拾壺人江

被為 仰付被下候様而上林殿

御願書ニ而御願被成下私共

仲ヶ間江奉蒙 仰度段

而上林殿江奉願候処其段私共

而上林殿江差出候願書を以

御頭様方江被仰上候二付全私共

我俣之御願奉申上候趣相成

難渋仕候夫二付御宿之儀向

上林殿江御頼被仰渡候而今年

上林内記殿御勤被成候而上林殿

江御宿之儀被 仰渡候上私共仲ヶ間

拾壺人江被為 仰付候別儀

御壺而上林殿蒙 仰度旨

御願被成候様風聞ニ承り申候

万一左様之御願御座候は私共

願之趣同様之旨ニ奉存候御事

御座候而上林殿御義は格別之

御事ニ御座候故一統ニ申上候儀

憚多御座候得共御禄御座候

而上林殿御不勝手を被仰立

御壺數ニ応御合力金奉願候処

一向御出金不被下候儀歎ケ敷儀

奉存候私共不勝手之儀ハ猶更

之御事乍憚御賢察奉

願候併中古仲ヶ間拾壺人ニ而

願番相勤来申候儀御宿之儀

得相勤不申而上林殿江新ニ

被仰渡候御事外聞旁何程力

歎ケ敷奉存候乍恐為冥加之

御座候得は幾久敷是迄之通

御宿相勤申度奉願上候以

御憐愍被 仰付被下候は

難有奉存候

一 御茶師共江為 御救年々

御米拝領頂戴之儀奉願上

度奉存候御事

一 他郷御茶霜覆仕候儀御差留

被成下候様奉願上度奉存候

御事

一 三ヶ之津御挽茶并煎茶座

御茶師共江被為 仰付被下候様

奉願上度奉存候御事

一 諸御大名様方御旗本様方

御家中方寺社方御茶御用

之分宇治御茶師江不残被為

仰付被下候様 御定被成下候様

奉願上度御事

一 宇治郷御茶菌高御取ケ

御定免壺半ニ被成下候様奉

願上度奉存候御事

此儀御茶菌ハ慶長拾六亥年

御檢地之節上中下今植と四段ニ

相分り上菌式石五斗盛中菌

壺石五斗盛下菌壺石盛

今植菌式石盛ニ被為 仰付

御年貢すくみ尔上納仕候処

大猷院様御代宇治郷為

御救半納 御赦免被成下候

然レ共御茶師段々困窮難儀
仕候ニ付

常憲院様御代又々御訴訟申上候処

困窮之段被為 聞召分御年貢

御定免三ツ取被 成下漸々

相續仕来り候処近年他郷ニ

茶商売仕候者多ク相成

御大名様方御用迄追々ニ被

仰付候趣ニ罷成候ニ付御茶本

郷之儀は次第衰微仕御茶菌

追而荒畑罷成全体地面東

南ニ山を請北下り之地面御座候

ニ付御茶菌之外作物出来兼

申候右ニ付多地面所持仕候者

程難儀仕候依之身上断絶仕

或ハ他国仕行方不知者も出来

申候故其高町内方御年貢

相弁上納仕候様罷成候ニ付是迄

相續仕候者も追々難儀仕

往々宇治御茶所亡所相成

可申と歎ケ敷奉存候何卒

御憐愍御救を以御茶菌之分

御年貢壺ツ半取 御定免ニ

被為 仰付被下候様奉願上度

奉存候

一御金拝借奉願上度御事

此儀古来三ヶ度 御救拝借

被為 仰付難有御事御座候

然ル処度々大火御座候而大分

之損亡有之御茶師共困窮

仕候ニ付上納御差止之儀奉願

今ニ上納皆済不仕候ニ付御金

拝借奉願上候儀も恐入奉存候

得共追々奉申上候通御茶師

共至而困窮仕最早一統相

統難仕難渋仕候重々不顧

恐をも奉願上候御事御座候得共

何卒 御憐愍之 御慈悲を以

御銀三百貫目拝借被為

仰付被下候様奉願上候願之通被

為 仰付被下候は 御恵之

御蔭を以相続仕為冥加古拝借

上納殘金をも少々宛成共

上納仕度奉存候願之通被為

仰付被下候様奉願上度奉存候

御事

一御茶料前金式拾ヶ年分拝借

奉願上度御事

此儀先年

有徳院様御代御茶料前金拝借

奉願上候処三ヶ年分前金拝

借被為 仰付候

惇信院様御代宇治川洪水之節

上林味卜上林三入居宅破損仕候而

難渋仕候ニ付奉願上候処御茶

料前金五ヶ年分拝借被為

仰付候御茶師共近年至而

困窮仕最早相続も難相成

躰被成

権現様御取立被 成下候御茶所

亡所罷成可申為躰相成歎入

奉存候何卒 御憐愍之

御慈悲を以御茶料前金廿ヶ年分

拝借被為 仰付被下候は

御恵之御蔭を以相続仕

権現様御取立御茶所之規模も

相殘難有奉存候願之通被為

仰付被下候様奉願上度奉

存候御事

右七ヶ条之内此度奉願上度

奉存候 御慈悲之

御救を以被為 仰付被下候様

奉願上候

(挿入紙1)

「御茶料前金貳拾ケ年分相願度段致承知候
然共時節柄之儀ニ付拾ケ年分相願候而も濟方
三年か五年相濟可申哉之事」

(挿入紙2)

「御茶御用ニ而御数寄屋頭并坊主衆上京之節
宇治表ニ而宿并京都旅宿江仕出之儀今年
差掛り候事故上林内記殿江相頼御用向
相仕舞候是迄之通来午夏方宿并
諸事御勤可有之旨致承知候然共両上林江
願書被差出両家方江戸表江其趣申来
評議之上可申談事」

(挿入紙3)

「諸大名并旗本中諸家家中寺社共
袋茶詰候儀宇治御茶師中江不殘蒙
度旨勿論御定被 仰付候様致度段
是迄江戸表ニ而取扱難成事」

(挿入紙4)

「宇治郷 御年貢御定免壹ツ半ニ願度旨
此儀地方之儀は筋違ニ而取扱難成事」

(挿入紙5)

「御法事之節拝礼願之儀京都

二条表両町奉行杯江願可然哉江戸表方
取扱難成事」

(挿入紙6)

「三ヶ津江抹茶并煎茶之座宇治御茶師中江
被 仰付候様願筋江戸表ニ而取扱難成候事」

(挿入紙7)

「他郷御茶霜覆之儀江戸表ニ而取扱難成候
二条并両町奉行又は御代官杯江願筋と
相見江候事」

(挿入紙8)

「御茶師中江為御救御米頂戴致度儀前々方
例並も無之儀ニ候間難願筋有之候事」

五 尾張様御目見書留

【目録番号50】

(表紙)

文政四巳年十月

尾張様御目見書留

(本文)

十月十三日

御数寄屋方廻勤

肴一籠針老正

一平尾数也老

下緒大小 たはこ入あんへら

信楽やき水指

一沖 休傳老

肴一籠針老正

下緒大小 信楽焼香合

一山本道傳老

同

右持参いたし数也老御逢近例之通
御在国二付 御目見申上度段頼込置

御列大寄合

竹腰山城守様

遠山彦左衛門様

五味平馬様

滝川豊後守様

渡辺源五兵衛様

平賀与八郎様

津田縫殿頭様

小瀬新右衛門様

渡辺半十郎様

山澄将監様

滝川権十郎様

山吹儀兵衛様

御列

御用人

成瀬豊前守様

玉置小平太様

大道寺経蔵様

成瀬織部様

高橋司書様

田宮半兵衛様

織田宮内様

高木八郎左衛門様

御御用人

間宮俊左衛門様

長野七郎左衛門様

廣瀬嘉七様

右廻勤之節扇子式本入持参尤御年寄御列ハ台二重くり

其余ハ台一重くり也御在国之御方計廻勤之事

右用ふくさ小袖若党草履取進物持以上三人なり

一十四日七ツ時山本道仙旅宿御出被下 御目見例之通

被仰付候相心得候よし尤諸事例之通也御帰り被成候
程へ御手紙到来御請申上也

十五日朝六半時二登 城自分(熨)斗目十徳白ムクチサカタナ

侍老人草履取挟箱都合三人

一燈好ツク、水指 扇子拾本入

上物 桐箱台

箱口台 両品共御側へ差上もの也

ケンのし

ケンのし 御表へハ繼目之節計也

時前ニ旅宿罷出候処途中迄御数寄屋小つかひ源助迎ひニ
まいり同人先へ帰ル西端御門前ニ見合居候処御組頭
中嶋圓弥老御迎被下万端相頼御一緒ニ登 城スル也
献上もの片箱之内へ入置候故御玄関まで箱為持ス也

尤御玄関前迄箱為持候事ハ不相成候儀故以前御数寄屋方へ
頼置御役所方御届有之よし也扱御玄関にて上物箱方
出シ竿箱之上物ハ中嶋氏へ相頼老箱自分持参虎之御間ニ
通ル也御側上物ヲ虎之間迄持参扣へ居ル也

御たはこ盆御茶被下ル也通人表坊主衆也今年ハ

御表御廣間組頭岩間宝珠と申人ニ御懇意ニ相成同人

御番ゆへ都合よく大火鉢出ル也尤岩間取計也

御数寄屋頭衆御挨拶御出中嶋氏ハ度々御心使被下候

上物は御目見前ニ御当番山本道仙老へ相渡ス也

御鍵口相触ル也直様岩間案内にて順席へ罷通ル也
雁の落間

〔御〕

御目見前御披露人用人長野七郎左衛門殿御出同席ニ

御扣へ被成候当日御礼申上ル也

御目見相濟直様平尾氏御案内にて元之虎之間へ戻ル也
先席相濟候御礼申上ル又候岩間氏案内にて御役居間溜
通此間にて御料理被成置也御料理一汁三菜也

吸もの御酒取肴小皿もの出也御菓子御茶被下通人

都而表坊主衆也平尾氏御挨拶ニ御出御料理頂戴相濟
平尾氏御出御料理被下御礼申上ル也退出御玄闕まで

御表坊主衆之内案内被下尤口下 城ニ御礼廻勤

御在国御年寄御(礼)大寄合御用人御数寄屋三所外ニ

廣瀬嘉七様是ハ御小納戸頭取御側御用人故御礼ニ罷出ル

中嶋氏煎茶二袋御礼持参今年ハ岩間氏格別世話ニ

相成り候付煎茶二袋持参御礼ニ罷出

御目見ニ付而ハ御廣間坊主近附有之候方万事

宜敷 御城にて殊外都合よく已來心得候事也

十六日

御目見首尾能相濟候ニ付御数寄屋方三人へ送り物

左之通

帶地代十五匁迄

平尾

肴た口

沖 同断

山本 同断

代六匁七匁迄

御組頭中嶋圓弥掛ニ付礼勤持参煎茶二袋折りたか・喜せん

御廣間坊主岩間宝珠世話被成候ニ付煎茶喜せんニ

持参ス

十七日七ツ時御役所拝領もの左之通

銀三枚 尾崎坊有庵

右は今般差上物仕

候付従

御側方御内々被下置旨

十一月

尾崎坊有庵様 平尾数也

以手紙其趣達候今般

御上物有之候付御内々

別紙之通被下候付口為

持遣候御早旦御頂戴可

被成候以上

二月十七日

尚々別紙之趣御小納戸

頭取矢部彦右衛門と申者方

申聞有之候間左様御承知

可被成候以上

右頂戴ものニ付直様御礼廻勤左之通

御小納戸頭取

御側御用人 廣瀬嘉七様 喜せん二袋

持参

御小納戸頭取

矢部彦右衛門様 同 一御数寄屋頭三人

廿一日

竹腰様御役人雜賀佐太夫殿方

手寄到来委下ニ記ス尤

御請状遣ス事

以手紙致啓達候然ハ岩堀弥意江

御申入之趣山城守被申聞候処明後廿三日

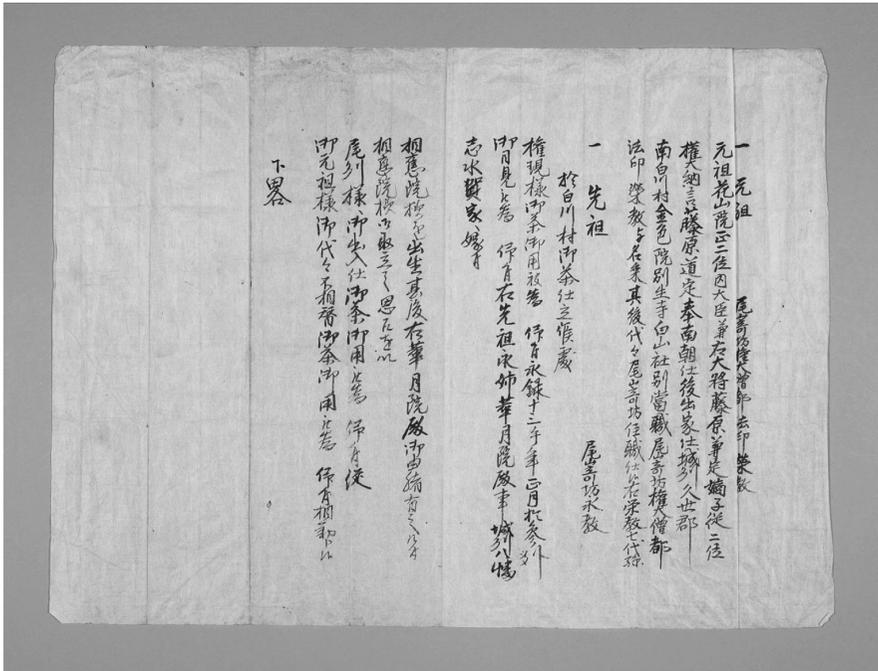
登城退出之節ニ逢被申候間午刻

頃屋敷へ御出候様此段為御案内如斯御座候以上

二月廿一日

(終)

(由緒書、元祖・先祖將軍家御茶御用、尾州様へ御出入等につき)



一 元祖

尾州將軍家御用茶御用
 元祖花山院三任因次臣兼右大臣藤原兼定嫡子從二位
 權朝三任藤原道定奉南朝後後出家法橋外入世郡
 南白村金色院別生寺山社別當職尾州將軍家御用
 法印學教名在兼其後代々尾州將軍家御用

一 先祖

尾州將軍家御用
 於白川村御茶社立帳殿
 権規様御茶御用設巻 傳旨永録廿二年正月廿八日
 御見立巻 傳旨在先祖御茶御用設巻 城列様
 志水殿家御用

相惠院御用出生其後存華月院殿御用有之
 相惠院御用設巻 思 在 宣 記

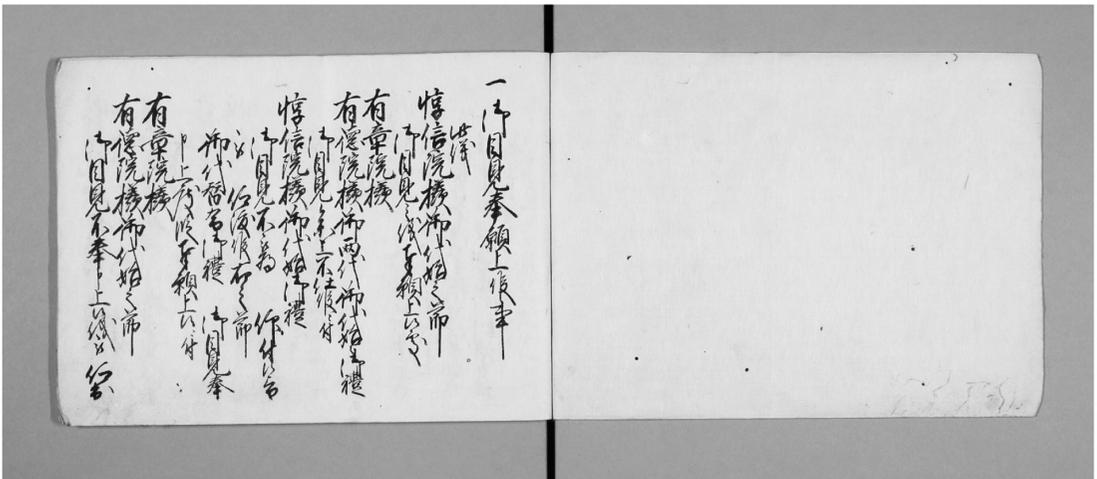
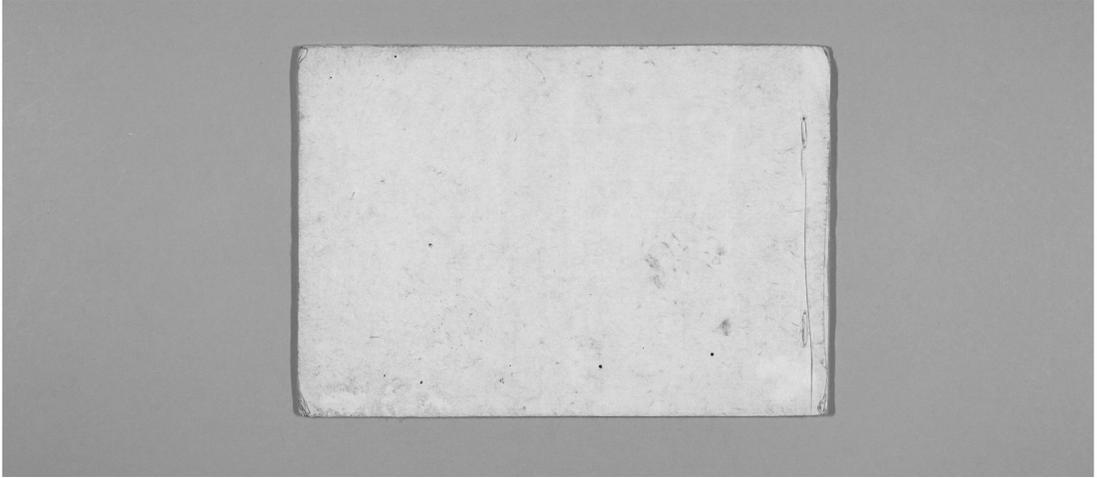
尾州様御出入御茶御用設巻 傳旨在使

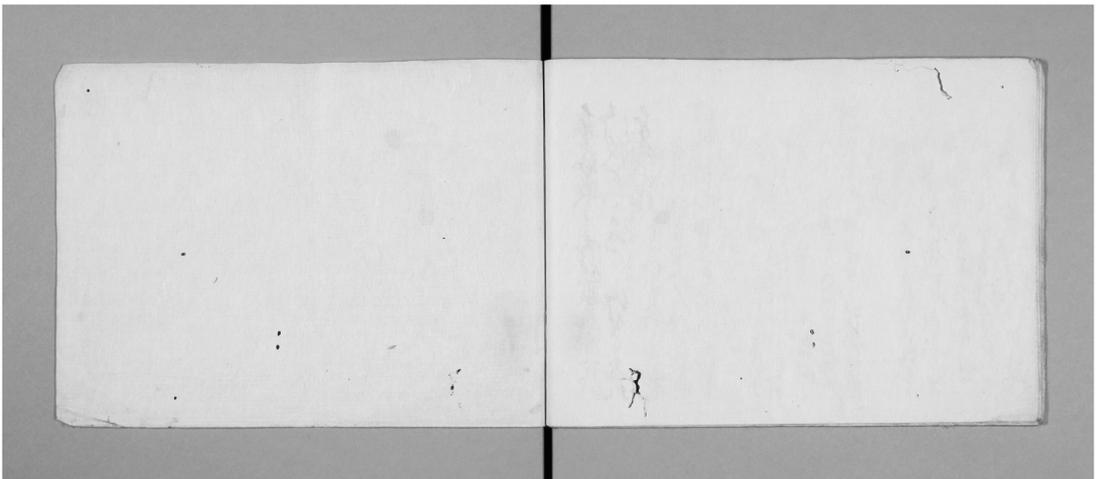
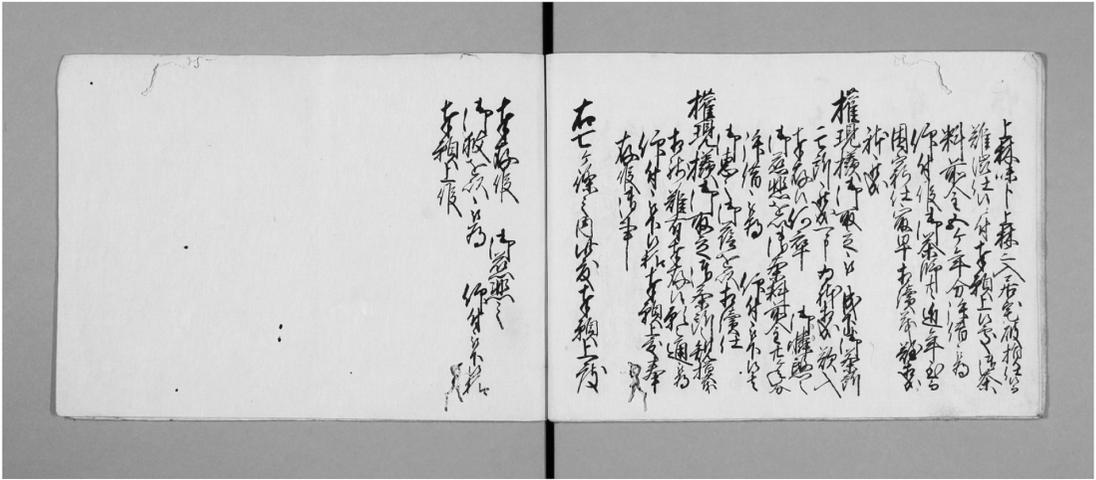
御元祖様御代々相番御茶御用設巻 傳旨相部

下畧

目録番号 44

(願書、将軍への御目見など七か条につき)

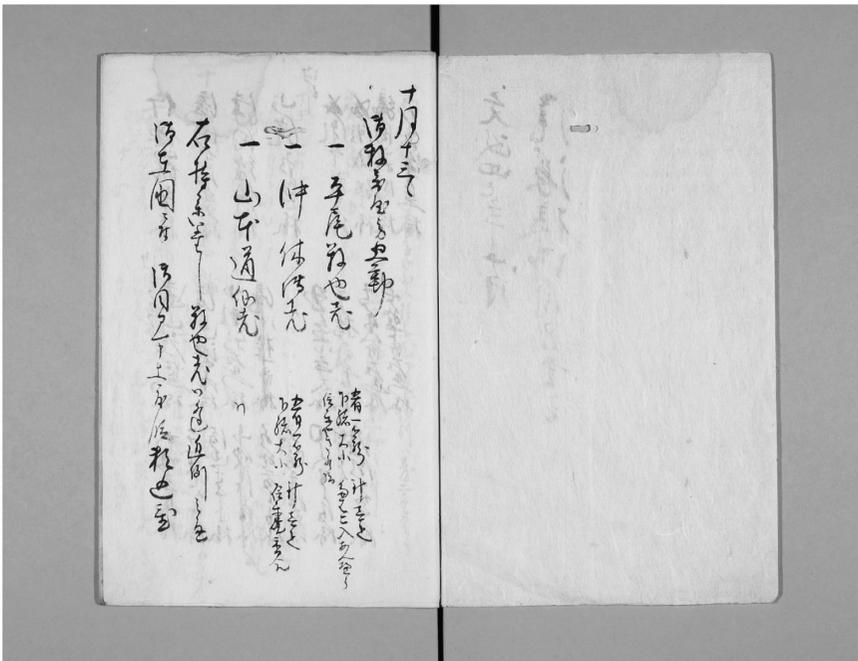
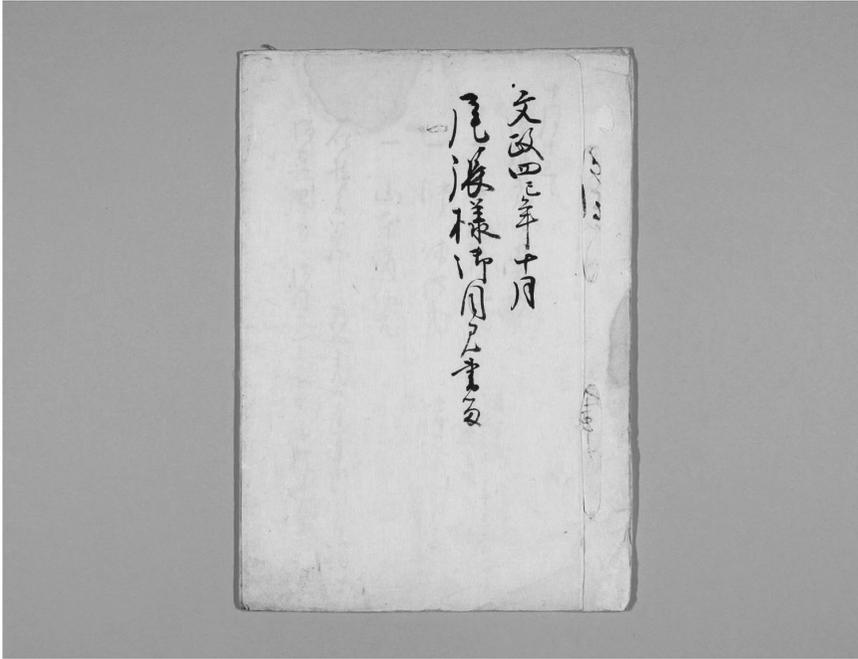


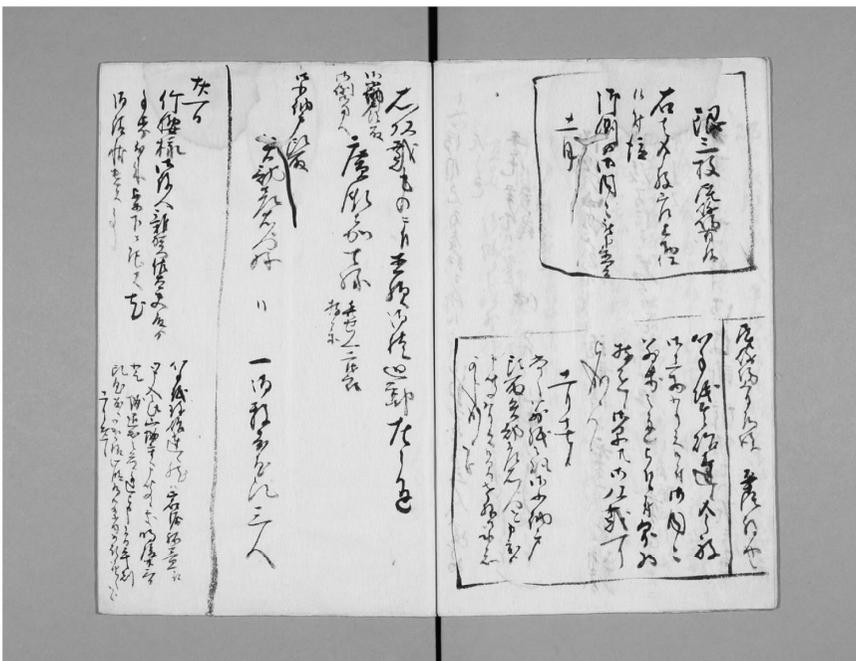
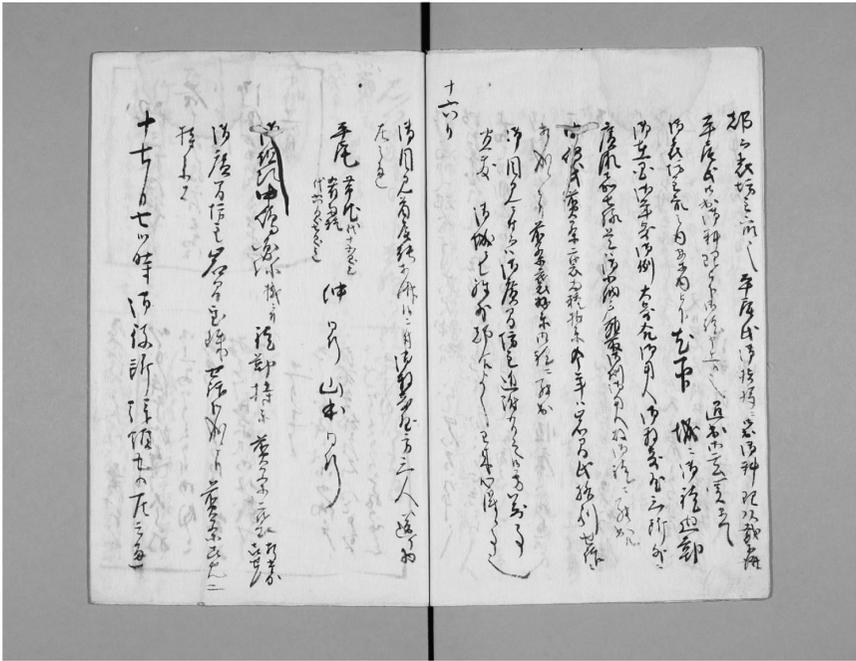


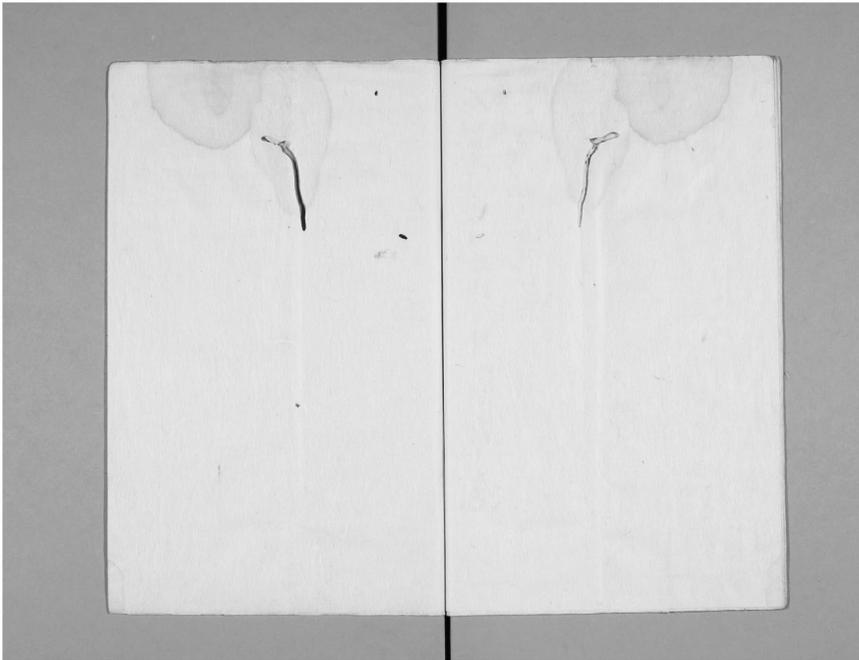
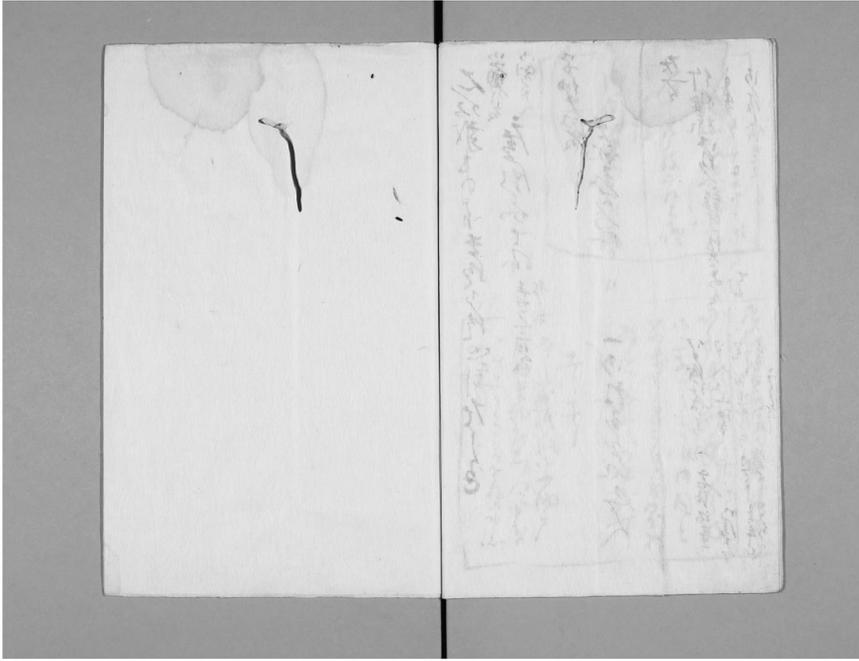


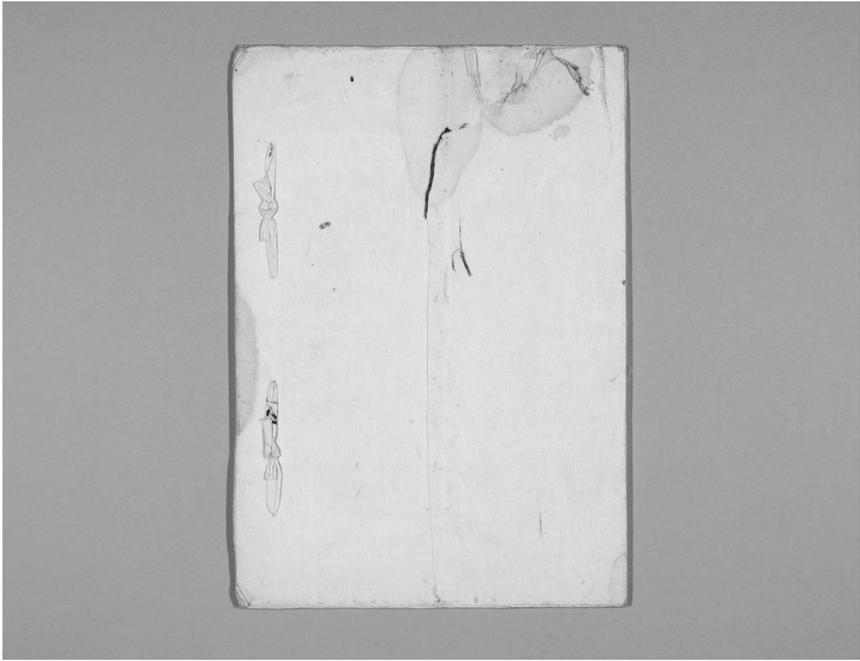
目録番号 50

尾張様御目見書留









57	古書写覚（白山金色院別生寺内坊舎誌などにつき）				縦帳	1	
58	（通達、尾崎坊有庵へ病気により願通り隠居し、御茶御用免ずにつき）	閏4月			一紙	1	
59	（覚、親類書、尾州へ差出の書付などにつき）				縦帳	1	
60	橘平せうそこ（橘千蔭と本居宣長の往復書状写書上）				縦帳	1	

27	(書状、別儀御茶御用、来11日巳の頃御内玄関へ入来し、詰め上げる件につき)	6月8日	平岡長門守、渡辺内鬚頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	
28	(書状、別儀2斤半御茶御用、18日午刻御内玄関へ用意持参し、詰め上げの件につき)	7月12日	初川丹波守、平岡長門守	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
29	(書状、別儀2斤半御茶御用、14日午刻御内玄関へ用意持参し、詰め上げの件につき)	8月10日	渡辺隠岐守	尾崎坊有庵老	一紙	1	端裏書あり
30	(書状、別儀2斤半御用、19日巳刻詰め上げるよう件につき)	8月15日	平岡長門守、渡辺内鬚頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	
31	(書状、別儀2斤半御茶御用、来月4日午刻御内玄関へ用意持参し、詰め上げの件につき)	8月28日	渡辺隠岐守、町口大判事	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
32	(書状、別儀御茶御用、26日午刻御内玄関へ入来し、詰め上げの件につき)	9月22日	渡辺陸奥守、渡辺内鬚頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	端裏書あり
33	(書状、別儀御茶御用、7日午刻御内玄関へ入来し、詰め上げの件につき)	10月3日	平岡長門守、渡辺陸奥守	尾崎坊有庵老	一紙	1	端裏書あり
34	(書状、別儀御茶御用、10日午刻御内玄関へ用意持参し、詰め上げの件につき)	12月7日	初川丹波守、渡辺内鬚頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
35	(書状、別儀御茶御用、12日午刻御内玄関へ入来の件につき)	12月11日	町口下総守、渡辺陸奥守	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
36	杉田新兵衛忠通系図伝記	享保4己亥年霜月日			一紙	1	奥書あり
37	(系図、家康、松平甲斐守等につき)				一紙	1	
38	(系図、松尾後改土田家につき)				一紙	1	
39	(系図、兼継、兼智につき)				一紙	1	断簡
40	(書状、荷物が着いた件、及び都合次第送金するゆえ、預け品の請け出しを願う件などにつ)	4月6日	未喜ヨリ	尾崎坊定之殿	一紙	1	
41	(書付、延命御壺詰茶種数量につき)	(寛延元年辰5月)			一紙	1	包紙共、包紙書付あり
42	(書状、年始祝詞の礼につき)	正月18日	池長閑齋(印)	星野宗以老・回報	一紙	1	
43	(書状、例年の如く壺差し上げるので入念に詰めるよう、御茶代金子5両遣わす旨)	卯月18日	羽肥利長(印)	尾崎坊□□人々中	一紙	1	包紙共、包紙書付あり
44	(願書、將軍への御目見など七か条につき)				横帳	1	書付8点挟み込みあり
45	御目見一条書留(10月9日から11月16日までの尾張藩御目見一件につき)	(嘉永6年)			縦帳	1	書状等6点挟み込みあり
46	御目見書留(10月11日から11月18日までの尾張藩御目見一件につき)	(安政2年)	有庵主信(花押)		縦帳	1	書状等4点挟み込みあり
47	仙洞御所御用願書留(御茶御用願書、文化14年御即位の献上物書留などにつき)	文化13丙子8月	尾崎坊・主重・主文		縦帳	1	
48	妙喜庵利休数寄屋十分一図記(寸法・形状の詳細書上)		尾崎有庵		縦帳	1	
49	(願書、將軍代替御目見の件、御数寄屋御頭様方御宿の件などにつき)				横帳	1	
50	尾張様御目見書留(10月13日から21日までの御目見一件につき)	文政4巳年10月			縦帳	1	
51	主文隠居主信跡相続願之通蒙仰候二付御所向始め諸侯方へ差出願書之扣(尾張殿、禁裏御所、芸州伏見御屋敷等差出につき)	弘化2巳年2月	主信(花押)		縦帳	1	
52	(刷物、妙喜庵座敷等諸家茶室間取図につき)	天明7丁未年正月吉日	京師堀川書林・木村氏新		一紙	1	封筒共
53	御目見先例書(権現様・台徳院様より惇信院様御代までの御目見により、旧例通り御目見願う)				横帳	1	
54	都筑金丸家系由緒大略				縦帳	1	
55	主重隠居主文名跡相続願相済候上諸公様方願書留書(禁裏御所様、尾張殿、芸州伏見御屋敷等への差出につき)	文化13子年			縦帳	1	
56	(書状、系譜について尾崎氏の古書類と見合わせる件、白山金糸院の鐘の件などにつき)	8月4日	佐治数馬・□網(花押)	井脇兵藏様・□□	一紙	1	

■尾崎坊家文書（平成15年寄託資料）

番号	史料名	年代	差出人	受取人	形態	点数	備考
1	(絵画、菊花鳥図)		□□(印)		軸装	1	
2	(絵画、武者図、楠木正成カ)		刀水□之 (印)		軸装	1	表紙裏貼紙あり
3	(書状、年頭祝儀、茶筌の礼、及び当年御茶の儀につき)	卯月十六日	松陸奥守忠宗 (花押)	尾崎有庵	軸装	1	上巻書付あり
4	(書状、百五十石知行地の件につき)	三月七日	如庵有楽(花押)	尾崎様□□	軸装	1	上巻書付あり
5	(絵画、四君子図)		鉄斎単人写 (印)		軸装	1	天破損、上巻書付あり
6	(掛軸、天照皇大神宮・八幡大神・春日大神神勅)				軸装	1	破損甚大
7	(尋書、永教姉花月院殿嫁附由緒につき)	12月			一紙	1	
8	(由緒書、先祖より八代まで將軍家御茶御用、尾州様御出入等につき)	辰8月	尾崎坊有庵		一紙	1	
9	尾崎坊家系(権大僧都法印栄教より歴代につき)	明治28年7月20日	尾崎坊定之主徳(花押)		一紙	1	
10-1	尾崎坊家系(権大僧都法印栄教より歴代につき)				一紙	1	10は重巻一括
10-2	尾崎坊家系(権大僧都法印栄教より歴代につき)				一紙	1	
10-3	(書付、尾崎坊有庵子女書上)				一紙	1	
11-1	尾崎坊家系(権大僧都法印栄教より歴代につき)				一紙	1	11は重巻一括、端書あり
11-2	尾崎坊家系(権大僧都法印栄教より歴代につき)				一紙	1	
12	(書付、尾崎坊有庵へ御側より銀二枚下し置かれるつき)	11月			一紙	1	
13	(由緒書、元祖・先祖將軍家御茶御用、尾州様へ御出入等につき)				一紙	1	
14	(書状、別紙の通り御小納戸頭取渡辺弥十郎より申し渡すにつき)	11月17日	中島圓弥	尾崎坊有庵様	一紙	1	紐有
15	(書状、八尾御壺当年詰順番拝見仰せ付けられ、6日午刻に御内玄関へ入来するよう件につき)	5月4日	町口下総守、渡辺内豎頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	端裏書あり
16	(書状、別儀御茶御用、3日午刻までに御内玄関へ入来の事申し入れ)	閏11月2日	町口下総守、渡辺内豎頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	奥書あり
17	(書状、別儀御茶2斤半御用、18日午刻御内玄関にて詰め上げにつき)	9月15日	町口下総守、渡辺内豎頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
18	(書状、別儀御茶御用、15日巳刻御内玄関へ入来し詰め上げの件につき)	6月15日	渡辺陸奥守、渡辺内豎頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	端裏書あり
19	(書状、別儀御茶御用、26日午刻御内玄関へ2斤半用意持参し詰め上げるよう件につき)	6月22日	町口下総守、渡辺内豎頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
20	(書状、別儀御茶御用、8日午刻御内玄関へ入来し詰め上げの件につき)	7月3日	初川丹波守、渡辺内豎頭	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
21	(書状、別儀御茶御用、25日午刻御内玄関へ入来し詰め上げの件につき)	8月22日	初川丹波守、町口下総守	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
22	(書状、別儀2斤半御用、10日午刻詰め上げるよう件につき)	7月3日	渡辺隠岐守、町口大判事	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
23	(書状、別儀御茶御用、来月2日午刻御内玄関へ入来し詰め上げの件につき)	6月晦日	古山隼人佑、渡辺図書権助	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
24	(書状、別儀来13日午半刻御茶用意詰め上げるよう件につき)	6月9日	町口越中守、渡辺隠岐守	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり
25	(書状、先頃願いの趣御省略、星野宗以方にて詰め上げの別儀の御書を今年より其元へ仰せ付け)	4月12日	小佐治阿波守・光枝(花)	尾崎有庵老	一紙	1	
26	(書状、御用の儀、18日午刻御内玄関へ入来の件につき)	5月17日	町口下総守、渡辺陸奥守	尾崎坊有庵老	一紙	1	裏面書付あり

尾崎坊文書目録

■凡例

- 番 号**：原則史料 1 点ごとに整理番号を付し、綴りや重折がある場合は整理番号の後に枝番号を付した。
- 史料名**：表題がある場合はそれを記した。書状など、表題がない場合は（ ）内に内容など記した。
- 年 代**：史料にある場合はそれを記し、内容等から推定したものは、（ ）を付した。
- 差出人**：原則表記どおり記した。
- 受取人**：差出人と同様とした。
- 形態**：史料の形態により、縦帳、横帳、一紙と記した。
- 点数**：史料の点数を記した。
- 備考**：形状や状態、および書付等がある場合は、その一部を「 」を付して記した。

■摘要

宇治御茶師・尾崎坊家は、江戸時代、宇治郷新町に居住し、将軍家のほか、尾張徳川家にも出入した御物御茶師の一つであった。明治時代に入り、同家は御茶師を廃業したが、当館では、同家より平成 15 年に同家文書群の寄託を受けた。

本文書群は 63 点で、江戸時代から明治時代の文書が含まれる。その中心は、江戸時代の史料であり、同家の由緒書（目録番号 8、13）や系図（目録番号 10、11）からは、御茶師としての成り立ちや尾張藩との関係をうかがい知ることができる。また、尾張藩関係の史料中には、家督相続（目録番号 51、55）や藩主への御目見（目録番号 45、46、50）に係る願達類が見受けられ、尾張藩と同家の関係を知るうえで興味深い。またその一方で、幕府へ向けての御目見等七ヶ条を願う史料（目録番号 44）からは、江戸時代の宇治の御茶師達の状況を垣間見られる史料である。

このように尾崎坊家文書は、残存する史料点数は少ないものの、既存報告書でも紹介した上林三入家文書、上林春松家文書、片岡道二家文書、上林味ト家文書などとともに、江戸時代の宇治御茶師の実態を把握するうえでは、欠かせない史料群である。特に、尾張藩の御茶御用をめぐる同家と宇治御茶師とのリアルな実態については、上林春松家文書とともにその様子をより鮮明に蘇らすことができると考えられる。

収蔵資料調査報告書

- 収蔵文書調査報告書 1 「白川金色院」と恵心院1998年(平成10)
収蔵文書調査報告書 2 笠取地域の古文書1999年(平成11)
収蔵文書調査報告書 3 上林三入家文書2000年(平成12)
収蔵文書調査報告書 4 宇治上神社文書2001年(平成13)
収蔵文書調査報告書 5 巨椋池漁師仲間文書2002年(平成14)
収蔵文書調査報告書 6 上林春松家文書2004年(平成16)
収蔵文書調査報告書 7 白川・藤川家文書2005年(平成17)
収蔵資料調査報告書 8 戦争関係資料2006年(平成18)
収蔵資料調査報告書 9 上林春松家文書 2 2007年(平成19)
収蔵資料調査報告書10 幕末の銅版画2008年(平成20)
収蔵資料調査報告書11 宇治市の写真資料 1 2009年(平成21)
収蔵資料調査報告書12 宇治市の写真資料 2 2010年(平成22)
収蔵資料調査報告書13 宇治市の写真資料 3 2011年(平成23)
収蔵資料調査報告書14 絵ハガキ 1 2012年(平成24)
収蔵資料調査報告書15 片岡道二家文書2013年(平成25)
収蔵資料調査報告書16 宇治市の写真資料 4 2014年(平成26)
収蔵資料調査報告書17 京都社寺境内図2015年(平成27)
収蔵資料調査報告書18 戦争関係資料 2 2016年(平成28)
収蔵資料調査報告書19 宇治茶の民具2017年(平成29)
収蔵資料調査報告書20 宇治郷の古文書2018年(平成30)
収蔵資料調査報告書21 上林味卜家文書2019年(平成31)
収蔵資料調査報告書22 宇治茶の引札2020年(令和2年)
収蔵資料調査報告書23 尾崎坊家文書2021年(令和3年)

※ 7 までは、『収蔵文書調査報告書』として刊行した。

収蔵資料調査報告書23

尾崎坊家文書

2021年(令和3年)3月31日

編集・発行 宇治市歴史資料館

〒611-0023

宇治市折居台1-1

TEL (0774) 39-9260

FAX (0774) 39-9261

E-mail : shiryokan@city.uji.kyoto.jp